

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330004

研究課題名(和文)紛争解決制度化の比較史 - 前近代における「裁判」と「裁判外」 -

研究課題名(英文) comparative history of the dispute resolution:judicial and extra-judicial patterns in the premodern society

研究代表者

北野 かほる (Kitano, Kaoru)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：90153105

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,300,000円、(間接経費) 1,890,000円

研究成果の概要(和文)：前近代においては、紛争解決における「裁判」と「裁判外」の関係は近代におけるほど截然と分かれておらず、さらに、とりわけ社会上層部・政治中央部においては、紛争解決状況の法的側面と政治的側面が一見分離しがたい外観を呈することがある。

とりわけ社会中間部・下層部においては、類型が「裁判」であれ「裁判外」であれ、紛争の解決さらには回避のために多岐的な方策が模索されるが、これは、裁判を担う政治権力に、判決効を保障するだけの実力が伴っていない場合に顕著になる、

研究成果の概要(英文)：For the dispute resolution in the medieval and early modern society, it is important to understand that the relation between the 'judicial' and 'extra-judicial' patterns of resolution were very much connected and intermingled. It is noteworthy as well, that the legal or judicial context of affairs were sometimes not identifiable from the political context, especially in the dispute among the high class actors.

As against, especially among the middle or lower class of actors, there were continuous effort to fine or construct the ways and tools to resolute the past or present disputes and to avoid or kill the possibility of future dispute. It is important to note that this tendency was especially evident under the condition of relative feebleness of the political power to back up the efficiency of the judgement.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：紛争解決 紛争回避 裁判 仲裁 和与 公証力

#### 1. 研究開始当初の背景

2003年からの意見交換・2005年の国際中世学会でのセッション報告をもとに2007年に発足した「比較紛争解決類型史研究会」構成員(メンバーはその後拡充)で受給した2008～2010年度科研費「紛争解決類型の比較史-前近代における社会的調整のありかた-」(課題番号20330003)による研究の継続深化

#### 2. 研究の目的

・多様な地域の前近代社会における紛争解決/回避の方法(複数)の併存状況の解明  
・これを背景とした紛争解決類型としての「裁判」特化の状況(あるいは有無)の解明  
・この特化ないし収斂の反射・反映としての広義の公証力の分散(=裁判ないし準裁判による公的証明力獲得から法律行為それ自体が帯同する公的証明力のための法制度整備ないし法律行為の要件化)の事例析出

#### 3. 研究の方法

・事例析出・分析  
・類型の特徴の理論的整理

#### 4. 研究成果

各研究年度において順次つぎのことが明らかになった。最後に、全体として明らかになったことを記す。

##### (1)2011年度

中世における「裁判」と「裁判外」認識を確認する際には、史料の残存状況がかなり重要な影響を持つ。残存史料から「裁判外」の紛争解決類型の存在を強く推定できる場合と、その存在は推定できるものの、「裁判」の影に隠れて見えにくい場合がある。

中世のみならず近世に入っても、裁判の制度化・原則化の程度は地域により大きな開きがある。これに対応して、紛争解決効の認識が、紛争解決案履行に向けての、当事者による事実上の各種強制に依存するのか、あるいはすでに、制度それ自体が理論上紛争解決効を持つとみなされていたのかについて、より詳細な分析が必要である。

##### (2)2012年度

地域により時代により、また、紛争の類型により、紛争にかかわる情報源が、当初の予想よりもさらに多岐にわたることが確認できた(同時代的意識においても法務文書であるものから、なんらかの権力を持つ機関にかかわる行政文書、さらには、年代記等の叙述史料まで)。このため、これら情報源のクロスレファレンスによって個別の紛争の実態に迫るだけでなく、紛争およびその解決の法的性格を見極めるための視点を、自覚的に形成維持することが重要である。

の反射として、前近代について、メインの紛争解決類型(～「裁判」)とサブの紛争解決類型(～「裁判外」という区分の同時代的認識を前提として紛争とその解決を捉えることは、実態に照らせばむしろ不適切であることが確認できる。

により、分析対象となる事例の幅が広がるため、個別具体的な紛争について、その政

治的性格と法的性格を截然と区分することは必ずしも容易ではなくなる。しかし、分析する際には、政治的問題の政治的解決と、解決に与えられる法的座標とを意識的に認別する姿勢がとりわけ重要である。

##### (3)2013年度

前近代において、地域・時期における多少の差異はあるものの、紛争解決類型が顕著に「裁判」に特化する動向は、むしろ認めがたい。

おそらくはの反映として、従来紛争解決類型として想定されてきた「調停」あるいは「仲裁」と並ぶか、場合によってはそれ以上に、紛争回避策として、各種法律行為の法的な「たしかさ」の確保策=広義の公証力獲得の方策が見られる場合がある。とりわけ「登録」および「非訟事件手続」の展開が注目される。

##### (4)全体

おおむねつぎのことが確認できた。

前近代において、「裁判」と「裁判外」とは、近代におけるほど截然と分断された関係にある紛争解決類型ではなかった。

過去の特定の紛争事態に対する「解決」と、将来において不定期に再現される危険性をはらむ現在の不調和状態の「解決」について、漠然とではあるが、対応に一定の差異があって良いとの認識が見られる。

将来における紛争の発生ないし再発に対する予防的効果としての「法的なたしかさ」を、現在もしくは過去の事態についての裁判に期待し得ない場合の対応策の工夫がみられることがあり、これは、利用可能な裁判制度の判決の紛争解決効への期待可能性が薄い場合ほど顕著になる傾向がある。

##### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

岩元修二、南北朝期防長守護覚書(1)(2)(3)宇部工業高等専門学校研究報告、58号・59号・60号、査読無、(3)2014、1-5、(2)2013、1-8、(1)2012、11-18

西村安博、日本中世における裁判手続に関する理解をめぐって(一)(二)同志社法学、64巻7号・65巻3号、査読無、2013、(二)65-3、533-616、(一)64-7、133-293

田口正樹、中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー(1)(2)(3)(4・完)、北大法学論集、64巻3号・4号・5号・6号、査読無、2013・2014、71-123、1-49、23-65、1-38

ペーター・エストマン(田口正樹訳)、ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所(1495年から1806年):歴史・研究・展望、北大法学論集、64巻4号、査読無、2013、120-160

ペーター・エストマン(田口正樹訳)、ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制

度について：管轄と訴訟原則、北大法学論集、64 巻 4 号、査読無、2013、79-118

西村安博、日本中世における裁判手続の理解に関する補考、経済論集（同志社大学経済学会編）64 巻 7 号、査読有、2013、59-102

佐藤猛、1477 年ブルゴーニュ高等法院の設立、秋田大学教育文化学部研究紀要（人文科学・社会科学）65 号、査読無、2012、45-55

図師宣忠、一三世紀都市トゥールーズにおける「異端」の抑圧と文書利用 王権・都市・異端審問の対立と交渉の諸相、史林、95 巻 1 号、査読無、2012、74-109

北野かほる、王の司法的アイデンティティ：イングランド中世後期の "Letters judicial" から、研究成果報告書『ヨーロッパ中世における社会秩序と貴族の位相に関する比較的研究』（課題番号 21320141）、査読無、2012、35-50

田口正樹、フリードベルク城対フリードベルク市 中世後期ドイツの継続的紛争（1）（2・完）北大法学論集、62 巻 5 号・6 号、査読無、2012、1-33、103-146

ペーター・ランダウ（田口正樹訳）、学識法とドイツ国制史：ハインリヒ獅子公の訴訟とゲルンハウゼン証書、新世代法政策学研究、12 号、査読無、2011、149-175

西村安博、近衛家領丹波國宮田荘をめぐる訴訟関係文書について－補遺－、法史学研究会会報、15 号、査読無、2011、15-38

〔学会発表〕（計 29 件）

北野かほる、中近世イングランドの議会史研究の成果と課題、西洋中世史研究会、2013/05/10、京都大学楽友会館

北野かほる、イギリス中世の裁判 とくに刑事を中心に - 中世イングランド刑事司法の概要、第 16 回近世史法史研究会、2014/3/28、東京大学

皆川卓、中近世移行期西欧における紛争解決の多層性 - 『フルト湿地地帯』を巡るバイエルン・ボヘミアの境界紛争(1434～1586)、中近世ヨーロッパのコミュニケーションと紛争・秩序研究会 2013 年度第一回、2013/9/7・8、京都大学

北野かほる、中世イングランドの「非訟事件手続」記録（？） 比較紛争解決類型史研究会 2013 年夏合宿、2013/8/24～26、泰山荘

鶴島博和、長い 11 世紀のイングランドにおける紛争解決の諸相 c.965-1135( )、比較紛争解決類型史研究会 2013 年夏合宿、2013/8/24～26、泰山荘

田口正樹、国王ループレヒト・デア・プファルツと紛争解決(1400～1403)、比較紛争解決類型史研究会 2013 年夏合宿、2013/8/24～26、泰山荘

皆川卓、ドイツの一般領民における法文化の発展と『臣民訴訟』 - オクセンハウゼン周辺の例から、比較紛争解決類型史研究会 2013 年夏合宿、2013/8/24～26、泰山荘

図師宣忠、13・14 世紀南フランストゥールーズにおける裁判と文書、比較紛争解決類型

史研究会 2013 年夏合宿、2013/8/24～26、泰山荘

岩元修一、15 世紀を中心とした紛争解決のあり方 覚書、比較紛争解決類型史研究会 2013 年夏合宿、2013/8/24～26、泰山荘

鶴島博和、長い 11 世紀（c.973-1135）のイングランドにおける貨幣製造人の世界 ケント地方のミントを対象として、日本西洋史学会第 62 大会、2012/5/20、明治大学

西村安博、日本中世法制史研究の現状と課題 - 裁判手続構造に関する理解をめぐって -、2012/6/30、就実大学

北野かほる、20 世紀末～21 世紀初頭のイギリス中世議会史研究動向、イギリス史研究会第 29 回例会、2012/12/5、青山学院大学

北野かほる、王の司法的アイデンティティ補遺、比較紛争解決類型史研究会 2012 年夏合宿、2012/8/25、ホテルサンラサール大潟

佐藤猛、14 世紀中葉フランスにおけるノワイヨン城塞紛争、比較紛争解決類型史研究会 2012 年夏合宿、2012/8/24、秋田大学

鶴島博和、海の紛争解決 - 11 世紀におけるイングランド＝フランス間海峡における紛争解決に関する試験的検討、比較紛争解決類型史研究会 2012 年夏合宿、2012/8/25、ホテルサンラサール大潟

皆川卓、中近世移行期神聖ローマ帝国における領主領民間裁判の背景 - オクセンハウゼン修道院領の領主領民間紛争(1496～1502)を巡って、比較紛争解決類型史研究会 2012 年夏合宿、2012/8/25、ホテルサンラサール大潟

北野かほる、ヘンリー 4 世の“司法的”アイデンティティ？、ヨーロッパ中世史研究会 - 王権・教会・貴族 -、2011/7/23、青山学院大学

佐藤猛、中世フランスにおける国王裁判権と地域統合、「教会と社会」研究会小シンポジウム、2011/7/30、早稲田大学

佐藤猛、中世末期における高等法院の増設ブルゴーニュ地方を事例に、「教会と社会」研究会小シンポジウム、2011/7/30、早稲田大学

佐藤猛、1477 年ブルゴーニュ高等法院の設立 高等法院の増設過程に関する一考察、東北史学会、2011/10/2、東北大学

① 図師宣忠、中世南フランスにおける「異端」追跡と審問記録 異端審問官と「彷徨える異端者たち」、前近代の地中海世界における旅をめぐる知的営為と記述：2011 年度第 4 回研究会、2011/11 /12、慶應義塾大学

② 北野かほる、王の「司法的」アイデンティティ：14・15 世紀における「正義の源」のセルフ・イメージ、比較紛争解決類型史研究会 2011 年夏合宿、2011/8/27、四季の宿ぼぶら

③ 北野かほる、死刑に処されたひとびと：15 世紀初期におけるコモン・ロー重罪裁判、比較紛争解決類型史研究会 2011 年夏合宿、2011/8/29、四季の宿ぼぶら

④ 田口正樹、中世後期ドイツにおける紛争解

決の制度化、比較紛争解決類型史研究会 2011 年夏合宿、2011/8/28、四季の宿ぼぷら

②⑤西村安博、鎌倉幕府の裁判における「庭中」に関する若干の考察 - 訴訟手続過程にみる応酬の実態に関する一側面 -、比較紛争解決類型史研究会 2011 年夏合宿、2011/8/28、四季の宿ぼぷら

②⑥皆川卓、1500 年前後の西南ドイツにおける法理の「下方拡大」 - オクセンハウゼン修道院領の領主・領民間紛争(1496~1502)を例に、比較紛争解決類型史研究会 2011 年夏合宿、2011/8/28、四季の宿ぼぷら

②⑦佐藤猛、中世後期パリ高等法院判決に現れる嘆願 ~ 14 世紀中葉を中心に ~、比較紛争解決類型史研究会 2011 年夏合宿、2011/8/29、四季の宿ぼぷら

②⑧鶴島博和、長い 11 世紀のイングランドにおける紛争解決の諸相 c.960-1135、比較紛争解決類型史研究会 2011 年冬研究会、2011/12/3、お茶の水女子大学

②⑨北野かほる、中世イングランドにおける王の司法関与 - letters close を手がかりに -、2011 年冬研究会、2011/12/3、お茶の水女子大学

〔図書〕(計 6 件)

皆川卓、ミネルヴァ書房、甚野尚志・踊共二編中近世ヨーロッパの宗教と政治(第 11 章三十年戦争期神聖ローマ帝国の政治的『理性』 - 戦争を巡る帝国等族間の議事から - )、2014、455(255-273)

皆川卓、成文堂、森原隆編ヨーロッパ・「共生」の政治文化史(専制と収奪の中の共生 - 三十年戦争期スウェーデン占領下のドイツ領邦)、2013、404(45-65)

佐藤猛、北海道大学出版会、百年戦争期フランス国制史研究 - 王権・諸侯国・高等法院 -、2012、338

田口正樹、北海道大学出版会、長谷川晃編著法のクレオール序説 異法融合の法秩序(中世後期ドイツの学識法曹と政治・外交活動)、2012、318(117-141)

Hirokazu Tsurushima、Boydell、David Roffe (ed.), *The English and Their Legacy 900-1200*, (The moneyers of Kent in the long eleventh century)、2012、306(33-59)

皆川卓、知泉書院、甚野尚志・益田朋幸編ヨーロッパ中世の時間意識(良心の問題か現実の必要か - 改暦紛争の神聖ローマ帝国)、2012、374(93-118)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

北野かほる (Kitano Kaoru)

駒澤大学法学部・教授

研究者番号：90153105

### (2) 研究分担者

鶴島博和 (Tsurushima Hirokazu)

熊本大学教育学部・教授

研究者番号：20188642

田口正樹 (Taguchi Masaki)

北海道大学法学研究科・教授

研究者番号：20206931

西村安博 (Nishimura Yasuhiro)

同志社大学法学部・教授

研究者番号：90274414

岩元修一 (Iwamoto Shuichi)

宇部工業高等専門学校一般科・教授

研究者番号：00175217

皆川卓 (Minagawa Taku)

山梨大学教育人間科学部・准教授

研究者番号：90456492

佐藤猛 (Sato Takeshi)

秋田大学教育文化学部・准教授

研究者番号：30512769

函師宣忠 (Zushi Nobutada)

近畿大学文芸学部・講師

研究者番号：60515352

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：